

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

(建材・住宅設備産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン)

平成 20 年 3 月

経済産業省

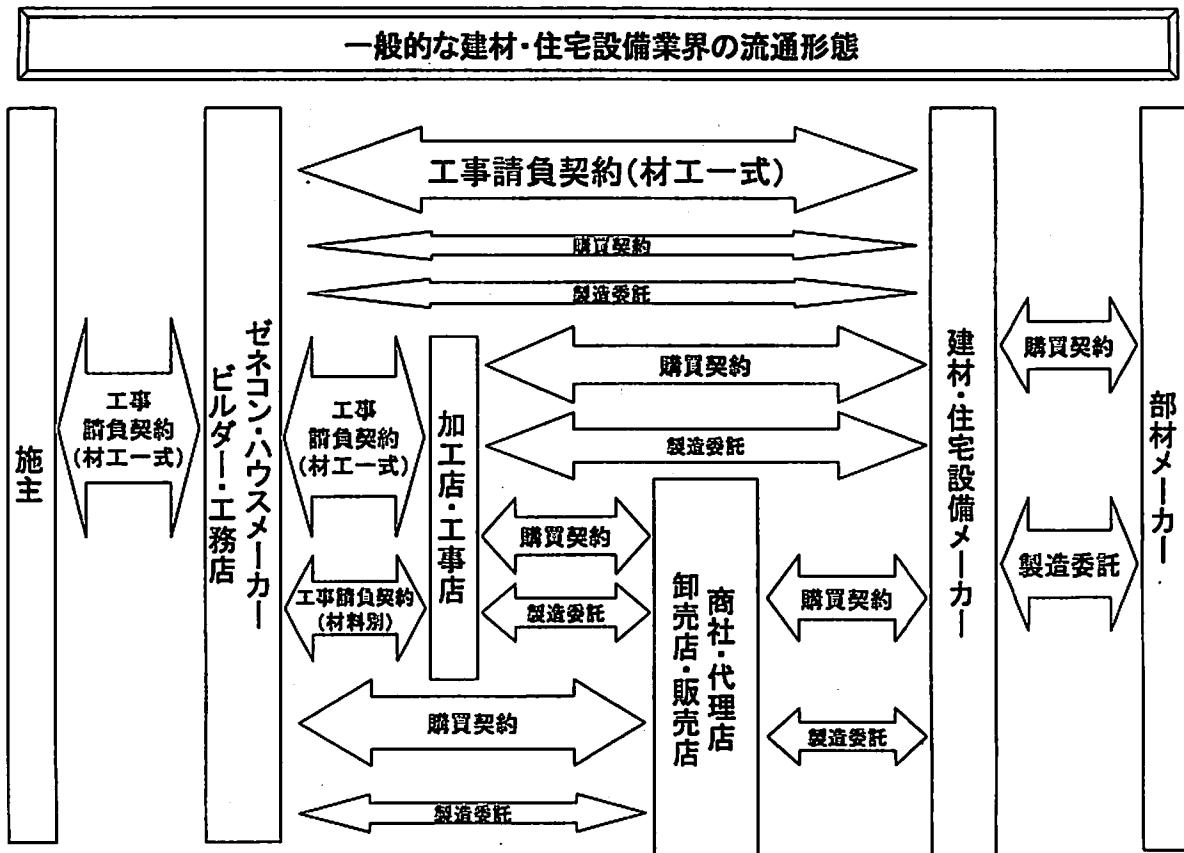
建材・住宅設備産業取引ガイドライン目次

○はじめに	1
○取引段階ごとの対応	3
I 見積	3
II 発注	6
III 発注変更	10
IV 受領・返品・やり直し	13
V 支払	17
VI 下請事業者への要請	22
VII その他	24
○望ましい取引慣行の確立に向けて	27
(補論) 各法律の適用範囲に関する詳細な考察	28
1. 建材・住宅設備産業の取引に適用される法律の全体像	28
2. 材工一式工事と建設業法、下請法	28
3. 製造委託契約と購買契約	30
(注1) 下請法(製造委託)の適用条件	31
(注2) 3条書面の交付義務と5条書類に記載が必要な事項	32
(注3) 下請法、建設業法及び建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準	33

○はじめに

建材・住宅設備産業は、住宅に関わるあらゆる種類の商品を取り扱う業界の集合体であり、商品を構成する部品点数も多数に及んでいる。また、多様化するニーズに対応するため商品アイテムも多数に及ぶことから、多くの企業が下請事業者との取引を採用している。

建材・住宅設備産業の商流は、多数の当事者が関わり、複雑な様相を呈しているが、一般的、典型的な流通形態を図で表すと以下のとおりとなる。



一般的な建材・住宅設備業界の流通形態図

建材・住宅設備産業の取引の特徴は、まず、施主から部材メーカーに至るまで多層構造を形成している点にあり、上流の取引は、下流に影響を及ぼすことがある。第2に、建材・住宅設備産業が取り扱う商品が建物として完成するためには施工が必要となるという点である。この施工は、「施主」と「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「加工店・工事店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間の取引において実施される場合がある。第3に、売買、製造委託、工事を伴う取引等様々な取引形態があ

る。

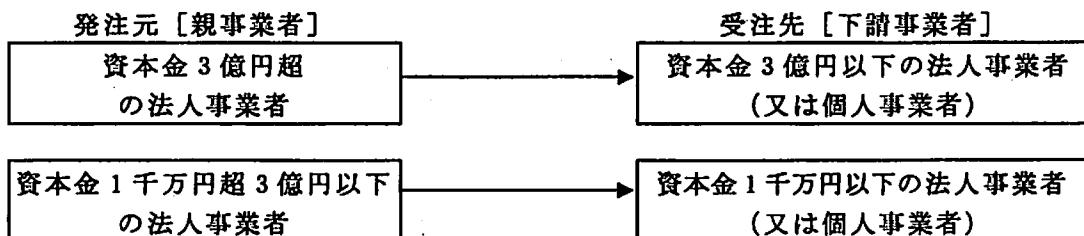
このような多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業における下請取引の適正化を図るために、現状の取引関係・取引慣行の実態を調査・分析し、不当な取引慣行を改善する指針となるガイドラインを策定するに至ったものである。

建材・住宅設備産業の下請取引に適用される法律としては、独占禁止法、下請法及び建設業法があるが、本ガイドラインでは、購買契約と製造委託契約にかかる独占禁止法及び下請法を対象としている（適用範囲の詳細な考察は補論参照）。（注）

また、ガイドラインの使い易さを考慮し、ヒアリング調査やアンケート調査から抽出した事業者における取引事例を「問題となる具体的行為事例」及び「望ましい取引実例（ベストプラクティス）」として、できる限り紹介するよう努めている。

（注1）独占禁止法上の問題は発注元が受注先に対し優越的地位にある場合において生じる。なお、取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対し取引上優越した地位にある場合とは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、取引先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等を総合的に考慮するとされている。

（注2）下請法は、発注元・受注先の資本金が以下の関係にあり、かつ、契約の形式を問わず、発注内容が下請法上の物品の「製造委託」に該当する場合に適用される。なお、建材・住宅設備メーカーとゼネコン等の取引については、「製造委託」に該当しない（下請法の適用とならない。）場合が多いことに注意が必要である（補論参照）。



○取引段階ごとの対応

I. 見 積

1 見積時に問題となる具体的行為事例

- ・ 配送コストを親事業者が支払うべきか、下請事業者が支払うべきかが曖昧になっている。
- ・ 実際の発注量が単価見積時の数量より減少した場合や、設定変更のためにコストアップした場合でも、当初の見積単価を上げてもらえない。
- ・ 原材料が値上がりしても請負金額に反映されない。
- ・ 環境対策にかかる費用は廃棄物処理規制の強化により上昇傾向にあるが、製品価格への転嫁については理解が得られない。
- ・ 一定期間の価格協力と言われて安価に応じたが、期限が過ぎても正規の価格へ戻してくれない。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 取引条件の決定

値決めは、取引条件の中でも重要な課題であり、親事業者が一方的に価格を押しつけるのではなく、当事者間で十分協議の上、決める必要がある。その他の取引条件についても同様である。

(望ましい取引慣行)

親事業者は、下請事業者からの見積書をもとに協議を行った上で決定することが望ましい。後のトラブルを防ぐためには、見積の前提条件、見積に対する提案書の交付など交渉経過をできるだけ、書面によるやり取りをすることが望ましい。

(2) 値決め

買いたたきとならないよう値決めをしなければならないが、市場価格(注)の把握や著しく低いか否かの判断は、必ずしも明白ではないので、買いたたきの不当な決定方法に該当するおそれのある行為類型を下請法に関する運用基準などであらかじめ把握した上で、適切に価格設定を行うことが重要である。

(注) 市場価格とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。

(関連法規の留意点)

下請代金の額を決定するときに、①市場価格に比べて著しく低い額を②不适当に定めることが「買いたたき」になる（下請法4条1項5号）。

買いたたきに該当するか否かは、

- ① 著しく低いかどうかという価格水準（「市場価格」と「下請事業者の給付に対して支払われる対価」との乖離状況や必要に応じその給付に必要な原材料等の価格動向など）
- ② 不适当に定めていないかどうかという下請代金の額の決定方法（下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法）や対価が差別的であるかどうか等の決定内容

を勘案してケースバイケースで當不當を総合的に判断される。

① 対価の決定方法が欺瞞的な場合

- ・ 大量に発注することを前提として単価を決定したが、実際はごく少量しか発注しなかった場合

② 親事業者と下請事業者が十分な協議を行っていないことが明らかな場合

例えば以下のような場合は、不当な下請代金の決定方法に該当するおそれがある。

- ・ 親事業者が一律一定率の単価を引き下げて下請代金の額を定める場合
- ・ 親事業者の予算単価のみを基準として一方的に単価を定める場合
- ・ 親事業者が指定した原材料が高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価では対応できないとして単価の引き上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置く場合
- ・ これまでの取引よりも短納期発注に変更されることにより、確実にコスト増が見込まれるため従来の単価では対応できないとして、下請事業者から単価の引き上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに単価を据え置く場合
- ・ これまでの取引よりも多頻度小口配送によりコスト増が確実に見込まれるため、従来の単価では対応できないとして、下請事業者から見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で、下請代金の

額を定める場合

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a 原材料価格の高騰を製品価格に反映させるのに、値決め交渉に時間がかかり、時には交渉が成立しないことがあった。このため原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取り決めた上で導入した。親事業者に対して原材料価格の高騰による負担額を明示できるので、提案交渉が容易となり、値決めまでの期間の短縮ができている。
- b 「見積・取極条件」を下記の3つの観点により見直しを行い、運用している。
 - ①産業廃棄物の処理やその他の環境保護関連法令との不整合の解消
 - ②見積・取極条件の不明確な部分の是正、地域事情を考慮した選択制の採用
 - ③個別取引に適した条件を下請事業者と協議・選定できる書式の採用
- c 親事業者及び下請事業者が履行すべき業務範囲をチェックリスト化し、契約書に添付することとした。

（留意点）

- aは、原材料が高騰している場合、その限度において取り決めるのは下請事業者にとって不利益とはならないで問題はないが、原材料価格が下落している場合には、一定率により当然に製品価格を下げることとする場合には、下請事業者に予測がつかない不利益を及ぼすこともあるので、注意を要する。
- b・cは、業務範囲の明確化に向けての取り組みであり、業務範囲を可能な限り明確にしておくことが、事後の紛争を防ぐ上で有効である。

II. 発注

1 発注時に問題となる具体的行為事例

- ・長年の取引慣行では発注書が作成されず、口頭で発注され単価も決めずに作業を開始している。そのため契約内容が曖昧になり、後から数量不足・超過等が生じる。
- ・長期の取引を行っている親事業者との場合では、電話で発注を受けるだけで発注書が送られてこない例があった。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 書面交付

下請法が適用される場合は、親事業者は、発注に際して一定の事項をすべて記載している発注書面を直ちに下請事業者に交付しなければならない（下請法3条1項）。

(関連法規の留意点)

① 発注書面に記載すべき事項

発注書面に記載すべき事項は、「下請法第3条の書面の記載事項等に関する規則」により具体的に定められており、11項目ある（補論参照）。

いずれも契約上重要な事項である。下請法が親事業者に契約上重要な事項を書面化し、下請事業者への交付を求めた趣旨は、下請取引において口頭による発注は発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、下請事業者が不利益を受けることが多いので、親事業者から発注内容を明確に記載した書面を発注の都度下請事業者に交付させ、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、親事業者が自主的に本法を遵守することを期待し、下請取引の公正化を図るためにある。

製造委託した日、給付の内容、給付を受領する期日、給付を受領する場所、検査完了期日、下請代金の額、下請代金の支払期日、手形の場合は満期日と金額、一括決済方式で支払う場合はその内容（金融機関名、貸付又は支払可能額等）、原材料等を有償支給する場合はその内容（品名、数量、対価、引渡期日、決済期日、決済方法）等である。

② 内示の留意点

内示は、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないものであるが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態から

みて正式の発注と認められる場合には、当該内示により正式発注があったと認定される。この場合、当該内示の段階で発注書面を交付しなければ3条違反のおそれがある。また、当該内示に基づいて製造した製品を親事業者が受領しない場合、受領拒否（下請法4条1項1号）にも該当するおそれがある。

③ 罰則

3条書面(注)交付義務に違反した場合、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社も50万円以下の罰金が科されることとなる。

(望ましい取引慣行)

下請法が適用されない場合は、書面の交付は法律上義務づけられるわけではないが、権利義務の範囲を明確にして、後の紛争を防止する趣旨からも、発注書面を交付することが望ましい。

(2) 電子受発注による場合

書面の交付に代えて、電磁的方法によることも認められる（下請法3条2項）。その場合、親事業者は、あらかじめ下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類、内容を示し、書面又は電磁的方法により承諾を得なければならない（施行令2条1項、3条規則3条）。

電子受発注による方法は、以下のいずれかによる。いずれの場合であっても、下請事業者が電磁的記録を出力して書面を作成が必要である（3条規則2条1項及び2項）。

- ① 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者使用の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電子メール等）
- ② 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、下請事業者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（ウェブ等）
- ③ フロッピィディスク、CD-ROM等電磁的記録を下請事業者に交付する方法

(関連法規の留意点)

① 電子メールの方法による場合

下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいはず、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。

例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メ

(注) 3条書面とは、発注内容等を記載した書面であり、下請法第3条により親事業者が発注に際して下請事業者に交付することが義務付けられている。（補論注2参照）

ールを受信していることが必要である。なお、携帯電話に電子メールを送信する方法については、携帯電話端末にメモリー機能が備わっており、下請事業者が所有する特定の携帯電話端末のメールアドレスに、必要事項を電子メールで送付することがあらかじめ合意されているなどの場合には、下請事業者のファイルに記録する方法と認められる。

②ウェブの方法による場合

下請事業者がブラウザ等で閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録したことにはならず、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールを送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして、下請事業者の使用する電子計算機のファイルに記録できるような対応が必要である。

(3) 仕様・検査基準の明確化

検査を行う場合、検査基準を明確に定めておくことが必要である。

(関連法規の留意点)

①仕様・検査基準が不明確であると、必然的にやり直しの基準も不明確になってしまい、不当なやり直しの問題が生じかねない（下請法4条2項4号）。

②当初検査基準を示さずに、後で恣意的に厳しい検査基準を設け、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとし、費用の全額を負担することなく給付内容の変更を要請することにより、下請事業者の利益を不当に害すると、不当な給付内容の変更に該当するおそれがある（下請法4条2項4号）。

(4) 有償支給原材料等の支給の可否

親事業者は、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する原材料等を強制的に下請事業者に購入させてはならない（下請法4条1項6号）。

(関連法規の留意点)

①有償支給原材料等の支給

有償支給原材料等の支給は、法律的には支給材の売買契約であるが、品質維持や改善等の必要性といった正当な理由がない場合には、親事業者が自社製品や他社製品を指定して下請事業者に購入させることは、購入強制の禁止（下請法4条1項6号）に該当する。

②下請法が適用されない場合

下請法が適用されない場合であっても、発注者が受注者に対して取引上優越した地位にある場合において、正常な商慣習に照らして不当に、上記行為を行えば、優越的地位の濫用（独占禁止法19条、一般指定第14項）に該当するおそれがある。

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a 受・発注処理の正確・迅速化のため、受注形態として基本的に自社開発のWebシステムで行い、Netで送られてきた受注情報を自社の生産計画システムへと連動させている。Netで受けた時点を発注書の受領としている。
- b 親事業者からの発注はデータで入手し、そのデータを自動で自社生産システムに落とし込んで製造するしくみを構築している。また、親事業者側の受注データもオンラインでの確認が可能なため、生産計画が立てやすくなっている、IT化を推進していることが大きな強みとなっている。
- c 正確・迅速化のため受注は全て電子媒体で行い、受注内容から発送先までの情報を自社システムとリンクしている。これにより全工程の一元管理が可能となり、コストとミスを低減することができた。
- d 電子商取引を推進しており、契約から請求書までの電子化を行っている。電子化することで親事業者と下請事業者の両者に正確・迅速化等の幅広いメリットがある。

（留意点）

a～d 電子化、システムの共有化

電子化、システムの共有化を図ることにより、それぞれの情報を共有することが可能となり、受発注の効率化、生産の効率化を図ることが可能となる。

電子受発注による方法を選択する場合には、上記（2）電子受発注による場合の留意点を遵守する必要がある。

III. 発注変更

1 発注変更時に問題となる具体的行為事例

- ・ 設計変更や発注数量の変更に応じた追加代金の支払がない場合が多く、結果的に当初見積もっていたコストよりも2割～3割コストがアップしており、そのアップ分が下請事業者の負担となっている。
- ・ 発注内容の変更書面を残していない。
- ・ 親事業者の都合により追加の発注があったが、至急の対応のため書面交付がなく、追加分は下請事業者が負担している。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 契約成立前の発注取消・変更

下請事業者が承諾の意思表示をする前に、発注を撤回すれば、民法上申込みの撤回として認められる場合がある。

(関連法規の留意点)

発注書面、請書をやりとりしている場合、下請事業者が請書を提出する前に発注を撤回（取消）する場合が考えられる。

しかし、下請事業者が請書を交付しなくても、材料を手配する等契約の成立を前提とした行動を開始するなどした場合は、民法上契約の成立が認められる場合があり（民法526条2項参照）、発注書面を交付したすぐ後に申込みの撤回を行う等の場合でないと発注の取消しは認めにくい。

(2) 契約成立後の発注取消・変更

請書の授受を問わず、契約が成立した後は、民法上発注の取消は認められない。

発注変更は、成立した契約の一部合意解除となり、下請事業者の同意が必要となる。

(関連法規の留意点)

① 発注変更の意味

一旦契約が成立すると、債務不履行など契約の解除事由がない限り、一方のみの意思では契約を消滅させることは民法上できなくなる。下請事業者が同意する場合は、内容を減らす際は契約の一部合意解除として、増加させる際は発注の追加として、発注変更ができる。

(3) 発注内容を変更する場合の書面の交付及び書類作成・保存

当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項を記載した3条書面を改めて交付する必要がある。

当初の発注内容を変更した場合、親事業者は変更内容及びその理由を記載した書面を作成し、作成記録した日から2年間保存しなければならない（下請法5条、5条規則3条）。

5条書類の作成・保存義務に違反した場合、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社も50万円以下の罰金が科されることとなる。

（関連法規の留意点）

① 5条書類の作成・保存義務の趣旨

親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

② 記載事項

5条規則に定められ16項目ある（補論参照）。変更、やり直しの内容及び理由、下請代金の額の増減及びその理由、下請代金の一部支払又は原材料等の対価を控除した場合の下請代金残額、遅延利息を支払った場合の遅延利息の額及びその支払日等である。

(4) 不当な給付内容の変更

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消又は発注内容の変更を行い、下請事業者の利益を不当に害してはならない（下請法4条2項4号）。

例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」をさせることができるのは、次の場合だけである。

① 下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合。

② 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された注文内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断される場合に、給付の内容を変更させる場合。

(関連法規の留意点)

① 納付内容の変更

納付内容の変更とは、納付の受領前に、発注書に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいう。発注の取消（契約の解除）もこれに該当する。

② 施主の都合による仕様変更

建材・住宅設備産業の流通においては、施主の都合により設計、仕様が変更されることが比較的多いが、親事業者は下流の部材メーカーないしその下請事業者に変更に伴う負担を押し付けてはならない。

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a **納期変更が 10-15 件/日程度発生する。生産着手前や生産着手後、納入時などキャンセルの時期によっては対応緊急度が他の製造工程に与える影響が異なるため、キャンセルの時期に応じて対応価格をルール化し請求している。**

<下請法適用外の取引でのベストプラクティス>

- b **特別仕様品は普及品に比べ納期がかかることが多いので、特別仕様品を受注する場合は、標準在庫品を持つか、もしくは受注生産品とするかについて契約前に打合せをして取り決めを行っている。**
- c **短納期での注文が多いことから、余分な在庫を持って対応しているため、在庫保証について、事前に打合せをしてルールを決めている。**

（留意点）

a キャンセル料のルール化

キャンセル及びキャンセル料をルール化するに当たり、取引上優越した地位にある者が不当に他方当事者に不利益を押しつけるような場合は、優越的地位の濫用に該当するおそれがある（独占禁止法 19 条、一般指定 14 項）。

b、c 在庫保管と在庫保証

下請法が適用されない場合、短納期の製品では一定の在庫をもって対応せざるを得ない場合があるが、発注者が在庫保証することにより、受注者側に不利益が生じないようにしなければならない。

IV. 受領・返品・やり直し

1 受領時に問題となる具体的行為事例

- ・ 発注書に指定された納品日に親事業者に電話をかけたところ、「担当者不在で今日は受け取れない」と言われ、交渉しても受け取ってもらえなかつた。
- ・ 工事現場に納入する際、天候や工事の進捗状況により受領されず、持ち帰ることがある。
- ・ 生産計画の変更等により、発注時には 1,000 個納入だったのものが 500 個納入したところで納入止めとなり、残りは受領してもらえないなかつたことがある。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 受領拒否

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、指定した納期に下請事業者が製品を納品してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むことができない（下請法 4 条 1 項 1 号）。

例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、受領を拒否できるのは、次の場合だけである。

- ① 注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- ② 指定した納期までに納入されなかつたため、そのものが不要となつた場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）

(関連法規の留意点)

① 受領

受領とは、下請事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず、受け取るという行為をいい、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下に置くことで足りる。従つて、親事業者の検査員が下請事業者の工場に出向いて検査を行う場合があるが、その場合は検査員が検査を開始した日が受領日となる。

受領拒否には、発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。

(望ましい取引慣行)

① 最終図面等の確認

設計変更、図面変更が行われた場合には、後に仕様と異なるあるいは瑕疵の有無について争いが生じる場合があり、最終的な図面については、当事者双方で確認の手続を行っておくことが重要である。

(2) 返品

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品することはできない（下請法4条1項4号）。

検査の結果、例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、返品できるのは、次の場合だけである。

- ① 注文と異なる物品等が納入された場合
- ② 汚損・毀損等された物品等が納入された場合

なお、親事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。

（関連法規の留意点）

① 下請事業者の責に帰すべき事由

親事業者が返品できるのは、親事業者が仕様と異なること、瑕疵があることが下請事業者の責任であることを明確に証明できる場合だけになる。

② 返品できる期間

（ア）直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

（イ）直ちに発見できない瑕疵の場合

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度時間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、当該物品等の受領後6か月以内の返品は問題ないが、6か月を超えた後に返品すると下請法違反となる。

ただし、一般消費者に対して6か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長1年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することができる。

③ 施主の仕様変更に基づく返品

施主の仕様変更を理由として、下請事業者に対して返品することは、返品の禁止（下請法4条1項4号）に該当する。

(3) やり直し

親事業者が下請事業者に責任がないのに、受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない（下請法4条2項4号）。

例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全額負担することなく、下請事業者に対して「やり直し」をさせることができるのは、次の場合だけである。

- ①下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された注文内容と異なる場合
- ②下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

なお、このやり直しとは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

（関連法規の留意点）

① 下請事業者の責に帰すべき事由

親事業者がやり直しを下請事業者に求めることができるのは、例外的な場合だけであるから、親事業者は、仕様と異なること、瑕疵があることが下請事業者の責任であることを後に証明できるようにしておく必要がある。

② やり直しをさせることができる期間

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵については、瑕疵を発見次第速やかにやり直しをさせる必要がある。

下請事業者に対してやり直しさせることのできる期間は、通常の検査で瑕疵等のあること又は注文内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付については、受領後1年以内である。ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除く。

③ 施主の仕様変更を理由とするやり直し

施主の仕様変更を理由として、下請事業者に対して費用を支払うことなく、やり直しをさせる行為は不当なやり直しの禁止（下請法4条2項4号）に該当する。

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a 施主の要望により、細かい仕様の変更、色の変更などが頻繁に発生しがちである。後になっての返品ややり直しは、下請事業者にとってはもちろん、親事業者にとってもデメリットであるため、当初契約に当たっては、十分協議を行った上で、仕様などを決定することにしている。その際、親事業者はできる限り施主の希望も再確認するよう努めている。
- b 納品時の品質確認による返品を低減させるため、不良率が一定基準を超える下請事業者に対してはヒアリングや技術指導により改善活動を行っている。その結果、設定目標を達成したところを対象に、年に1度表彰する制度も設けている。

<下請法適用外の取引でのベストプラクティス>

- c 発注者の要請を受け計画的に在庫をしている商品では、生産中止後に残った在庫は引き取ってもらうことになっているため、受注者として安心して取引できている。

(留意点)

- c 生産中止後の在庫引き取り

下請法上は、原則として下請事業者に在庫を保管させることはないので、生産中止後に在庫がある場合というのは、下請法が適用されないケースである。

V. 支 払

1 支払時に問題となる具体的行為事例

- ・予算不足や設計ミスを理由に不当に安い価格で決済されたり、不景気やコストダウンを理由に支払が遅れることがある。
- ・手形サイトが150日や180日といった手形が交付されることがある。
- ・請求金額が増えると手形サイトが140日といった手形が交付されることがある。
- ・支払いを依頼した際に、無いものは払えないと言われて支払いを拒否されることがある。
- ・納品後の支払期日を直近締め日から90日超に設定されるケースがある。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 下請代金の減額

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額してはならない（下請法4条2項2号）。

下請法上、「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、発注後に下請代金の額を減じることができるのは、具体的には、次の場合だけである。

- ①下請事業者の責任に帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、受領拒否又は返品したものがある場合、その給付に係る下請代金の額を減じる場合。
- ②下請事業者の責任に帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品できるのに、それをしないで親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じる場合。
- ③瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じる場合。

(関連法規の留意点)

減額が許されるとしても、以下の点に留意する必要がある。

①受領拒否又は返品したものがある場合

この場合、発注書の物品の金額について、受領拒否又は返品した数量分の下請代金を減額するだけであるから、金額は明確である。

②受領拒否又は返品できるのに、それをしないで親事業者自ら手直しをし

た場合

この場合、発注内容を満たすために必要と認められる手直しに係る費用で客観的に相当と認められる額であれば、下請事業者に負担させることは問題とはならない。

③ 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合

この場合、減額することが許されるのは、客観的に相当と認められる額に限られる。

④ 施主からの工事代金の減額要請

施主とユーザー（ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店等）との請負契約では、図面変更、工事ミス、納期遅れ等の種々の要因により、施主から工事代金の減額要請が行われることがあるが、それを理由として下流の取引の中で、親事業者が下請代金の額を減ずることは減額の禁止（下請法4条1項3号）に該当する。

（2）支払方法

下請法上、親事業者は、下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付してはならない（下請法4条2項2号）。

（関連法規の留意点）

① 割引困難な手形

割引困難な手形とは、繊維業は90日、その他の業種は120日を超える長期の手形をいう。

② 手形サイト

親事業者振り出しの手形については、満期までの期間、回し手形については、親事業者が下請事業者に交付した日から満期日までの期間でみる。回し手形とは、（この場合親事業者により）裏書譲渡された手形をいう。

（3）支払期日

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、下請代金の支払期日を給付を受領した日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で定める義務がある（下請法2条の2）。

(関連法規の留意点)

① 納入を受けた日

納入を受けた日は、検収の有無にかかわらず、親事業者が下請事業者から納入の目的物を受けた日である。もし、下請事業者の納入に仕様と異なる物や瑕疵ある物があった場合、やり直しの後再度完全な物を受けた日が納入を受けた日になる。

② 支払期日を定めなかった場合

納入の受領日が下請代金の支払期日となる。

(4) 支払遅延

親事業者は、支払期日に下請代金を全額支払わなければならぬ（下請法4条1項2号）。

(関連法規の留意点)

① 支払遅延が生じる日

納入の受領日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その支払期日に支払わない場合、支払期日を定めなかった場合は納入の受領日に支払わない場合、納入の受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は、受領日から起算して60日目に支払わない場合に支払遅延となる。

② 金型代金の支払遅延

親事業者が金型を製造委託した場合、金型の代金は、納入を受けた日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払われなければならない。

平成15年6月18日法律第87号の下請法の改正により、製造に用いる金型製造はすべて下請法の対象となった。金型については、「物品若しくはその半製品、部品、付属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の外形をかたどった金属製の物品をいう。」と定義されており、木型は当該金型に含まれない。

金型のみを発注した場合、下請代金として、納入を受けた日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払われなければならないことは明らかである。

親事業者が製品とともに、金型の製造を下請事業者に発注した場合においても、金型の代金は、下請代金として、納入を受けた日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払われなければ、支払遅延の禁止（下請法4条1項2号）に違反することになる。

(5) 遅延利息の支払

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかつたときは、下請事業者に対し、給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない（下請法4条の2）。

（関連法規の留意点）

① 支払わなかつた場合の遅延利息

下請法上は、給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払日まで年14.6%の遅延利息を支払わなければならない（下請法4条の2）。

また、親事業者が60日を超えない日を支払期日と定めていた場合、その支払期日から、給付受領日から起算して60日までは、約定利息（特に定めていなければ年6%）を支払わなければならないのであり、14.6%ではない。

(6) 有償支給材の対価の早期決済

親事業者が下請代金の支払時に親事業者が有償支給した材料代金債権をもって相殺できるのは、当該下請代金の対象となつた製品に使用された分の原材料の代金相当額のみであり、下請代金の対象となつた製品に支給した原材料が使用されたか否かが明確でない場合には、有償支給材の代金の回収を遅らせる等して、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法4条2項1号）に違反しないように十分配慮する必要がある。

（関連法規の留意点）

① 有償支給原材料の早期決済の禁止の趣旨

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、支払遅延の場合と同様、下請事業者の受け取るべき下請代金の額が減少し、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

② 見合相殺

見合相殺とは、下請代金の対象となつた物品に使用された原材料代金分だけの相殺をいう。

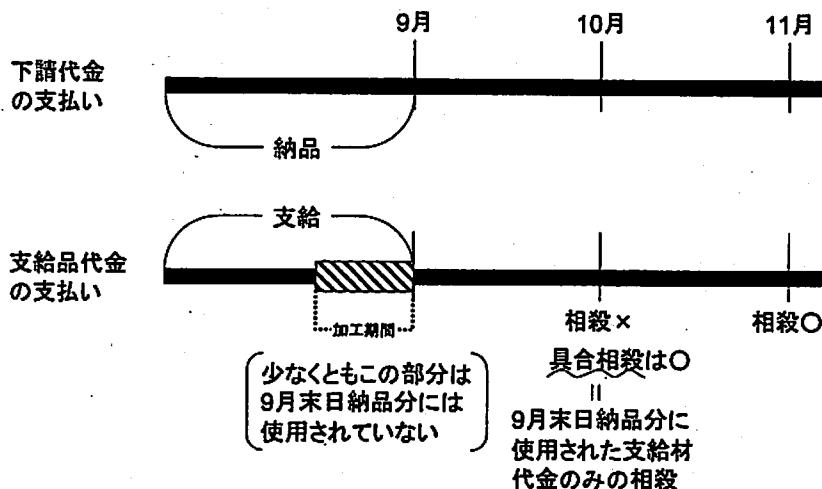
③ 相殺時期を遅らせる対応の必要性

下記図のように、下請代金の対象となつた物品に使用された原材料かどうかの管理ができていないと、有償支給原材料の早期決済の禁止に違反してし

まう可能性がある。そこで、有償支給原材料の決済を確實に違反していない範囲で相殺を行うよう、遅らせる等の対応が必要となる。

◆ 早期相殺の禁止 ◆

<当月末締め、翌月末日払いの約定>



(参考)

一般的の取引では、自働債権の期日さえ到来していれば、相殺は可能であるが、下請法が適用となる取引においては、上記①有償支給原材料の早期決済の禁止の趣旨のとおり、制限されている。

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a 下請代金の支払は、できる限り全額を現金で行うこととした。これにより、手形支払に比べ双方の管理コストが低減できた。
- b 支払期日を厳守するため、納品から支払計上までの所要日数を双方で確認できるシステムを導入した。これにより支払期日が厳守され、チェックリストによる計上漏れも防止することができた。
- c 原材料の購入に際し最低発注ロットが大きいため、下請事業者が必要とする分を大きく越える量を買わざるをえないものがあった。このため、下請事業者からの求めにより、これを親事業者の方で購入し必要分だけ有償支給とすることで、下請事業者側でのキャッシュフロー上の負担が低減した。

VI. 下請事業者への要請

1 下請事業者への要請時に問題となる具体的行為事例

- ・ 親事業者に資材等の購入先を指定される。
- ・ 製品の量産が終了した後も、追加発注に対応するために金型を保管し続けている製品が多くある。こうした製品は注文もほとんどないが、親事業者から継続保管を求められているため、廃棄や親事業者への返却ができない。
- ・ 親事業者に金型の処分依頼をしてもなかなか認められず、保管にかかる費用も支払われない。
- ・ 金型が長期使用により劣化しても補修費用は支払われず、品質維持は要求されるため、金型補修費用は下請事業者が負担をしなければならない。
- ・ 親事業者から、販売協力のための金銭提供を要請される。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 購入・利用の強制

親事業者は、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わせてはならない（下請法4条1項6号）。

（関連法規の留意点）

① 購入・利用強制の禁止の趣旨

この規定は、正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した物（役務）を下請事業者に強制して購入させることを禁止するものであり、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止するためである。

② 強制か否かの判断

下請法の条文は、強制となっているが、これは、下請取引関係を利用して、事実上、下請事業者が購入等を余儀なくされたか否かによって判断される。従って、購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

③ 下請法が適用されない場合

取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりす

る行為は、独占禁止法上、優越的地位の濫用（独占禁止法19条、一般指定14項）に該当するおそれがある。

（2）不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は、下請事業者に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない（下請法4条2項3号）。

（関連法規の留意点）

① 不当な経済上の利益の提供要請の禁止の趣旨

下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

② 金型の長期保管要請

建材住宅機器の製品及びその部品は、数が多い上、新製品が続々と登場している状況にある。下請事業者が金型を製品の製造に使用している間は、金型の所有権が親事業者であろうと下請事業者であろうと、下請事業者が金型を利用する以上、下請事業者が保管することとなる。

親事業者が製品の生産を中止した場合に、下請事業者の負担で金型をいつまで保管しなければならないかについては、本来、契約により定めるべき事柄である。親事業者が長期間にわたり使用しない補給品の金型を下請事業者に無償で保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある（下請法4条2項3号）。

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー等の要請を受けた親事業者より、頻繁に仕様変更が繰り返されるため、生産を中止された部品の金型が相当数に上るが、どうしても残す必要がある金型を除き廃棄するとともに、金型を残す場合については、親事業者が保管料を支払っている。また、当初の発注の際に、金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれている。

VII. その他

1 その他時に問題となる具体的行為事例

- ・下請事業者が納品する際、納品場所として親事業者の各現場を指定される場合が多くなっているため、特定の倉庫への一括納品に比べて運送時間がかかり、輸送車や人員の手配等による費用の負担が増えている。
- ・親事業者の小口配送要求が増えているが、配送にかかる費用は認められない。
- ・納品が少量でも、午前と午後で分割して納入するよう依頼される。
- ・親事業者の要請により、数回に分けて納入する製品について、全て納入されないと代金が支払われない。

2 関連法規の留意点及び望ましい取引慣行

(1) 小口・多頻度配送の要請

親事業者は、これまでの取引よりも多頻度小口配送によりコスト増が確実に見込まれるため従来の単価では対応できないとして下請事業者から見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある（下請法4条1項5号）。

（関連法規の留意点）

① 小口・多頻度配送の要請

下請事業者は、小口・多頻度配送を要請されると、取引の継続性、依存性から了承せざるを得ない立場に置かれている。下請法上は、次の事例は買いたたきに該当するおそれがある。

（想定される違反行為事例）

親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者が、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定める場合。

② 下請法が適用されない場合

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針においては、小売業者と納入

業者の取引に関してであるが、「小売業者が、納入業者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、納入業者に対し（略）多頻度小口配送の要請等を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。」とされている。

3 望ましい取引実例（ベストプラクティス）

- a 親事業者はゼネコン、ハウスメーカー、ビルダー等の要請に基づき、建築現場の進捗状況に合わせて資材の配送をすることが基本であるため、下請事業者である当社もその影響で多頻度小口配送が常態となっていた。そこで、親事業者と協議をしたところ、親事業者から帰り便を活用して当社の倉庫に部材を引き取りに立ち寄ることが提案され、双方の物流コストの削減が実現した。
- b 納入デポ（配送中継所）の集約や梱包材の削減など物流コストの低減に向けて、親事業者と共同でコストダウンに努めている。
- c 分納化が進んでいるため、配送コストを重視するか在庫を持って運用するかを事前に判断している。発注ロットによっては、親事業者負担の着払いを契約書で記載している。
- d 配送コストの低減に向けて、配送センターの設置などを親事業者と共同で検討している。
- e 商品の共同開発の際には、問題発生を防止するため、知的財産権に関し親事業者と領域を明文化して取り決めている。さらに報奨金制度などを設けている。
- f 本社・支店で定期的に役員、支店・現場幹部、協力会社の代表が参加して意見交換会を開催している。このため下請事業者の生の声が直接伝わり、必要に応じて関係部署・現場へ指示を伝えることができる。
- g 年1回、親事業者へ届いたクレーム事例をまとめ、下請事業者と共に、原因の追求と現場への反映を実施しクレームの低減に取組んでいる。
- h 契約の適正化に向け、親事業者に対して、業界団体で作成した「マニュアル」を配布したり、講習会を開催し契約の適正化の普及・促進に努めている。

a b c d は、コスト削減に向けて、親事業者と下請事業者が一体となって取り組む姿勢が認められる。

e は、知的財産権について、明確な取り決めや功労を評価するしくみを両者で取り組む姿勢が認められる。

f g h は、親事業者と下請事業者が業界全体、商流全体の問題点を共有し合い、

解決に向けて努力する姿勢が認められる。

（注）「新潟市は、この問題を解決する方針を表明するに當り、その実現のための具体的な手筋を講じておられるが、これは、決して、この問題を放置する意図はない」と述べられてゐる。

（註）「（新潟市は、この問題を解決する方針を表明しておられるが、これは、決して、この問題を放置する意図はない）」と述べられてゐる。

○望ましい取引慣行の確立に向けて

冒頭述べたとおり、建材・住宅設備産業は、施主からゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店、建材・住宅設備メーカーの間に加工店・工事店や商社・代理店・卸売店・販売店が入り、さらに部材メーカー、その下請へと多層構造を形成しており、上流の取引が下流に影響を及ぼす度合いが強いことは、施主からの仕様変更、追加、減額がすべての流通過程に流れていくことから容易に推測できるところである。

また、建材・住宅設備産業が取り扱う商品は、最終的には建物の一部となって完結するために、施工が必要となるという特徴があり、売買、製造委託、工事を伴う材工一式契約等様々な取引形態が入り交じって複雑な様相を呈している。

そのため、建材・住宅設備産業の下請取引の適正化を図るためにには、建材・住宅設備メーカーからみれば、その下流だけでなく、上流にも目を配る必要がある。この業界の下請取引の適正化を図るために第一次的な法律が建設業法、下請法と分かれているため、両者の法令遵守が達成されて初めて業界全体の下請取引の適正化が確保されるという構造となっている。

こうした観点から、今後本ガイドラインをより多くの事業者に活用してもらうよう普及啓発活動を進めるにあたっては、併せて国土交通省が平成19年6月に公表した「建設業法令遵守ガイドライン」の活用も促していくことが重要であると考える。

また、平成20年度以降、中小企業の「かけこみ寺」機能を持つ、「下請かけこみ寺」が全国47都道府県に整備され、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発も行うこととしている。既に国土交通省が運用開始している建設業法に関する通報窓口「駆け込みホットライン」とともに、下請事業者が安心して、悩みを相談できる窓口が充実されることは大変重要なと考える。

(補論) 各法律の適用範囲に関する詳細な考察

1 建材・住宅設備産業の下請取引に適用される法律の全体像

建材・住宅設備産業の下請取引に適用される中心的な法律としては、建設業法、独占禁止法、下請法がある。

もともと下請取引の規制は、継続的な取引関係や特定の取引先との依存関係を背景として、取引上優越的地位を有する委託者が受託者に不利益を与える構造を持つ取引について、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである優越的地位の濫用行為を規制しようとするものであった。上記構造を持つ取引の典型であった製造業が独占禁止法の特別法とされる下請法により規制された（平成15年の改正により、情報成果物作成委託、役務提供委託が追加され、サービス業の一部にも適用されることとなった）。

他方で、建設業は、製造業よりも重疊的な下請構造が一般化している事業分野であるが、現行法上、建設工事の下請取引には、建設業法が適用されるため、下請法の適用対象から除外されている。これは、建設業法に下請法と類似の規制があることに基づく（補論注3参照）。

従って、建材・住宅設備産業の下請取引にあたって、法の適用を検討するには、建設業法が適用されるか否か、下請法が適用されるか否かの双方を検討する必要がある。さらに、独占禁止法の優越的地位の濫用の規定（独占禁止法19条、一般指定14項）が適用されることにも留意しなければならない。

なお、建設業の下請取引については、独占禁止法に違反するか否かが問題となる。その際、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局通達第4号、平成13年1月4日公正取引委員会事務総長通達第3号）による。

2 材工一式工事契約と建設業法、下請法

<1>建設業法

建設業法の下請取引規定は、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で建設工事の全部又は一部について締結される請負契約について適用される（建設業法2条4項）。

そのため、建設工事の全部又は一部を完成する目的で締結される下請契約については建設業法の適用があるが、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、建設業法にいう下請契約に該当しない。たとえば、建設業者と資材メーカーとの間におけるブロック等の建設資材の製造委託契約については、建設業法は適用されない。

建設業法の規制内容については、建設業法及び建設業法令遵守ガイドライン（平成19年6月国土交通省総合政策局建設業課）を参照されたい。

<2>下請法

(1) 施主とゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店間の建築請負契約

建物自体を完成させることを目的とする契約の場合は、下請法の対象とはならない。建物の完成を目的とするが、原材料の調達、工事等をいくつかに細分化して依頼する場合は、次の(2)と同様に考えられる。

(2) ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店と加工店・工事店間及びゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店と建材・住宅設備メーカーとの取引

① 建材・住宅設備製造の委託と取付工事の委託が別々に発注されている場合

ア 取付工事部分は、建設工事に該当する役務提供の委託であることから、下請法の対象とはならない。

イ 製造の委託の部分は、以下のケースについては、下請法で規定する製造委託に該当し、同法の対象となるが、これ以外のケースについては、下請法の対象とはならない。

a 元請ゼネコン等が、建材・住宅設備の販売を業として行っている場合であって、その建材・住宅設備又はその半製品等の製造を下請メーカーに委託しているとき

b 施主から元請ゼネコン等に対する主たる委託内容が機器の製造であって、納入の都合上、当該機器を不動産に定着させる工事を付随的に行うものであると考えられる場合

c 畳、ふすま、障子、温水洗浄便座等、住宅設備のうち建物から容易に取り外すことができるものの製造を下請メーカーに委託する場合

d 元請ゼネコン等が、自ら使用又は消費する建材・住宅機器の製造を業として行っているときに、当該建材・住宅機器又はその半製品等の製造を下請メーカーに委託する場合

② 建材・住宅設備製造の委託と取付工事の委託が一体不可分の取引として発注されている場合

ア 製造委託部分について、上記a～dの場合は、一体不可分の取引として発注されているにせよ、製造委託部分については、下請法の適用を受けることとなり、工事委託部分について下請法の対象外となる。このため、一体不可分の取引として発注されている場合であっても製造委託部分について、下請法の規制に則った取引を行わなければ下請法に抵触す

ることとなる。

イ 製造委託部分について、上記a～dの場合でなければ、発注全体として下請法の適用は受けない。

3 製造委託契約と購買契約

一般的な建材・住宅設備業界の流通形態図のうち、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「商社・代理店・卸売店・販売店」間、「加工店・工事店」と「商社・代理店・卸売店・販売店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「加工店・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「商社・代理店・卸売店・販売店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「建材・住宅設備メーカー」と「部材メーカー」間の取引において、購買契約と製造委託契約が並列して記載されている。

本ガイドラインにおいて、購買契約と製造委託の違いは、購買契約は、いわゆる規格品、標準品であって、広く一般に市販されている市販品を対象とするのに対し、下請法の対象となる「製造委託」は、（たとえ規格品、標準品であっても）仕様等を指定して製造を委託するという点である。

なお、製造委託契約は、下請法の要件を満たす場合には、下請法の適用を受けることになる。

(注1) 下請法(製造委託)の適用条件

下請法(製造委託)の適用要件には、資本金区分と取引の内容の2つがあり、これらの要件を2つとも満たす場合、下請法が適用される。

(1) 資本金区分

資本金3億円超の事業者が資本金3億円以下の事業者に製造委託する場合と、資本金1000万円超3億円以下の事業者が資本金1000万円以下の事業者に製造委託する場合である(ただしトンネル会社規制の適用を受ける場合には、この限りでない。)。

(2) 取引の内容

以下のいずれかに該当することが必要である。

① 販売用物品の製造委託

物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に外注する場合であり、企業の最も基本的な行為である。

② 受託生産用物品の製造委託

物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に外注する場合である。

③ 自家用修理用品の製造委託

物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に外注する場合である。

④ 自家使用・自家消費物品の製造委託

販売等を目的とせず、自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に外注する場合である。

(注2) 3条書面の交付義務と5条書類に記載が必要な事項

◆ 書面の交付義務 ◆ (3条)

(記載が必要な事項)

- ① 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額(算定方法による記載も可)(※)
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、その手形の金額(支払比率でも可)と手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

◆ 書類に記載が必要な事項 ◆ (5条)

① 下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)

- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間)
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間)
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額(算定方法による記載も可)(※)
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑮ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑯ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

(※) 下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければならない。また算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由も記載しなければならない。

(注3) 下請法、建設業法及び建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

下請法	建設業法	建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準
	見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項)	
買いたたきの禁止 (下請法第4条第1項第5号)	不當に低い請負代金の禁止 (建設業法第19条の3)	6 自己の取引上の地位を不當に利用して、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結すること。
書面の交付義務 (下請法第3条)	契約書面(契約変更時の書面を含む)の相互交付義務 (建設業法第19条)	
受領拒否の禁止 (下請法第4条第1項第1号)	下請負人の完成通知から20日以内の検査完了義務 (建設業法第24条の4第1項)	1 下請負人からその請け負った建設工事が完了した旨の通知を受けたときに、正当な理由がないのに、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その完成を確認するための検査を完了しないこと。
	工事目的物の引渡しを受ける義務 (建設業法第24条の4第2項)	2 前記1の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出た場合に、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされているときを除き、正当な理由がないのに、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けないこと。
返品の禁止 (下請法第4条第1項第4号)		
不当な給付内容の変更・ やり直しの禁止 (下請法第4条第2項第4号)	※ 不當なやり直し工事等については、建設業法第19条の3 (不當に低い請負代金の禁止) 上も問題となるおそれ。	
下請代金の減額の禁止 (下請法第4条第1項第3号)	※ 不當減額については、建設業法第19条の3(不當に低い請負代金の禁止)建設業法第19条の3 上も問題となるおそれ。	7 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
下請代金の支払遅延の禁止 (下請法第4条第1項第2号)	下請代金の支払 (建設業法第24条の3)	3 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときに、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、正当な理由がないのに、当該支払を受けた日から起算して1月以内に支払わないこと。
	特定建設業者の下請代金の支払期日 (建設業法第24条の5)	4 特定建設業者が注文者となった下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が1千万円以上の法人であるものを除く。後記5においても同じ。)における下請代金を、正当な理由がないのに、前記2の申し出の日(特約がなされている場合は、その一定の日。)から起算して50日以内に支払わないこと。
割引困難な手形の交付の禁止 (下請法第4条第2項第2号)	特定建設業者に対する割引困難な手形の交付の禁止 (建設業法第24条の5第3項)	5 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払につき、前記2の申し出の日から起算して50日以内に、一般の金融機関(預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とするものをいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することによって、下請負人の利益を不适当に害すること。
有償支給原材料等の対価の 早剰決済の禁止 (下請法第4条第2項第1号)		9 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不适当に害すること。
購入・利用強制の禁止 (下請法第4条第1項第6号)	不当な使用資材等の購入強制の禁止 (建設業法第19条の4)	8 下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不适当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることによって、その利益を害すること。
不当な経済上の利益の提供 要請の禁止 (下請法第4条第2項第3号)		
報復措置の禁止 (下請法第4条第1項第7号)		10 元請負人が前記1から9までに掲げる行為をしている場合又は行為をした場合に、下請負人がその事實を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
書類等の作成及び保存義務 (下請法第5条)	帳簿の備付け及び保存義務 (建設業法第40条の3)	

*類似の規制を比較したもので、必ずしも同内容というわけではない点注意を要する。
また、上記のほか、建設業法においては同法第28条等において監督処分等が規定されており、「請負契約に関し不誠実な行為」をしたときは同法による監督処分等の対象となるおそれがある。